

教材整備計画等に係る財政措置について

背景・概要

文部科学省では、これまで地方公共団体における学校教材の安定的かつ計画的な整備に資するよう、複数年にわたる教材に関する整備計画を策定してきたところ。

平成29年度の学習指導要領改訂や学校における働き方改革の進展等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる「教材整備指針」(※)を令和元年8月に改訂。これを踏まえ、令和2年度からの計画的な教育環境整備に関する財政措置の見直しとなる「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定。

※教材整備指針・・・義務教育諸学校に備える教材の例示品目、整備数量の目安を参考資料としてまとめたもの。



教材整備計画の内容

「義務教育諸学校における教材整備計画」<令和2年度から11年度までの10年間>

単年度措置額(普通交付税)約800億円(10カ年総額 約8,000億円(見込み))

(小学校:約500億円、中学校:約260億円、特別支援学校:約40億円)

積算内容

「教材整備指針」(令和元年8月改訂)の例示教材等の整備に必要な経費を積算

✓ 新学習指導要領(H29改訂)関連

- ・プログラミング教育用ソフトウェア・ハードウェア(小学校)
- ・発表板 など新学習指導要領に対応する教材

✓ 学校における働き方改革関連

- ・拡大プリンター、複合機等、学校における教育環境改善に資する教材

✓ 技術革新等関連

- ・視線/音声入力装置(特別支援学校)
- ・3Dプリンター(中学校)
- など、昨今の技術革新等を踏まえた教材

※ 上記計画は、従来の「義務教育諸学校における教材整備計画」<平成24年度から令和3年度まで>を更新し策定。

※ 「学校における働き方改革のための事務機器整備計画」については、引き続き上記計画の内数として措置。

※ 今後、教材整備の状況やICT環境整備の状況等を踏まえ、措置額の見直しがあり得る。